

禁止行為の解除申請のお願い

三重県総合文化センター内において、裸火使用、危険物品使用等、法令で禁止されている行為を行う場合、下記の手順にて申請手続きをお願いします。

1. 「喫煙・裸火の使用・危険物品等持込み」承諾書（1部）、
「喫煙・裸火の使用・危険物品等持込み」承認申請書と付属資料※2（各2部）を作成し、当センターに申請する。

※1 「喫煙・裸火の使用・危険物品等持込み」承諾書、「喫煙・裸火の使用・危険物品等持込み」承認申請書は、
当センターのHP「施設を借りる→申込書・申請書類ダウンロードのページ」からダウンロードできます。

※2 付属資料とは以下のものを指します。

- ① 禁止行為に使用する機材の仕様書
- ② 禁止行為を行う場所・消火器などの設置場所の詳細図面
（図面は当センターHP「施設を借りる→施設図面・詳細資料のページ」からダウンロードできます）
- ③ 禁止行為が行われる時間を明記した進行表

2. 当センターの防火管理責任者の承認後、津市消防本部北消防署へ書類一式を持参し、承認を受ける。

【注意】

・消防署の承認が下りるまで数日かかる場合がありますので、早めの申請をお願いします。

・当日、消防署の現場確認がある場合がございます。

・申請後に催事を中止する場合には、「津市消防本部北消防署」まで中止のご連絡をお願い致します。

・申請後に機材の数量、場所などの変更が発生した場合は、施設利用サービスセンター及び津市消防本部北消防署までご連絡をお願いします。



3. 消防署の承認とともに [正] [副] の印を押された「喫煙・裸火の使用・危険物品等持込み」承認申請書が返却されますので、副本（[副] の印を押されたもの）を当センターに提出する。（[正] は消防署で保管）

お問合せ

施設利用サービスセンター 施設運営課

TEL : 059-233-1118（受付時間 9 : 00-19 : 00） FAX : 059-233-1115

E-mail : sisetu@center-mie.or.jp